

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

平成29年9月5日（火）午後0時10分開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
 - (1) 議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (2) 議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (3) 議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
4. 閉 会

○出席委員（12名）

小 森 谷 幸 雄	委員長	市 川 初 江	副委員長
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
本 間 清	委員	亀 井 伝 吉	委員
島 田 麻 紀	委員	荒 井 英 世	委員
今 村 好 市	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
鈴 木 優 教 育 長

根	岸	一	仁	総務課長
小	嶋		栄	企画財政課長
峯	崎		浩	戸籍税務課長
山	口	秀	雄	環境水道課長
根	岸	光	男	福祉課長
落	合		均	健康介護課長
橋	本	宏	海	産業振興課長
高	瀬	利	之	都市建設課長
多	田		孝	会計管理者
小	野	博	基	教育委員 事務局 会長
橋	本	宏	海	農業委員 事務局 会長

○職務のため出席した者の職氏名

伊	藤	良	昭	事務局長
川	野	辺	晴	庶務議事係長
小	林	桂	樹	行政安全係長兼 議事事務局書記

開 会 (午後 0時10分)

○開会の宣告

○伊藤良昭事務局長 それでは、ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○伊藤良昭事務局長 開会に当たりまして、小森谷委員長よりご挨拶をいただきます。

○小森谷幸雄委員長 では、一言ご挨拶申し上げます。

先ほどの本会議におきまして本委員会に付託されました補正予算関係議案について審査をいたします。委員及び執行部の皆様、よろしく願いいたします。

なお、各委員からの質問は、慣例により行いたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○伊藤良昭事務局長 ありがとうございます。それでは、審査事項について小森谷委員長において進行をお願いしたいと思います。

○議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算(第2号)について

議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

○小森谷幸雄委員長 それでは、本委員会に付託されました補正予算関係の3議案について審査を行います。

初めに、議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算(第2号)について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 それでは、議案第27号であります平成29年度一般会計補正予算(第2号)につきまして、詳細説明をさせていただきます。

今般の補正につきましては、歳入歳出それぞれ582万3,000円を追加しまして、総額を歳入歳出それぞれ59億1,117万2,000円とするものでございます。

それと、債務負担行為補正につきましては、第2表により2件の補正をするものでございます。

次の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。2ページ、3ページにつきましては、第1表、歳入歳出予算補正でございますけれども、町長の提案理由のとおりでありますので、省略させていただきますので、ご了解いただければと思います。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。第2表、債務負担行為補正であります。戸籍システム保守委託料、平成30年度から平成34年度まで1,150万円、同じくシステムのソフト使用料であります。同じく30年度から34年度まで650万円を限度額として今般の補正をするものでございます。いずれも現在の契約が平成29年度、今年度までとなっておりますので、今年度末までに契約をする必要がありますので、今般の債務負担行為を設定させていただくものであります。

続きまして、歳入でございます。5ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正事項別明細書であります。5ページと6ページにつきましては、歳入歳出の概要でございますので、7ページをお開きいただけれ

ばと思います。歳入の詳細であります。まず、14款2項1目総務費国庫補助金であります、129万6,000円の追加でございます。社会保障・税番号制度システム整備補助金として10分の10を国庫から受け入れるものであります。

続きまして、15款2項3目衛生費県補助金であります、7万円の追加であります。骨髄移植ドナー支援事業補助金としまして、補助率2分の1として受け入れるものでございます。

同じく県補助金の関係でございますが、4目農林水産業費県補助金でございますが、98万9,000円の追加でございます。「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業補助金を歳出の担い手育成・就農支援事業、ぐんまの野菜担い手育成支援事業補助金として県より受け入れるものでございます。

一番下でございますが、15款3項1目総務費県委託金2万7,000円につきましては、就業構造基本調査の調査員1名分として受け入れるものでございます。

続きまして、8ページをお願いしたいと存じます。19款1項1目繰越金でございますが、補正財源といたしまして、前年度繰越金344万1,000円を追加するものであります。

続きまして、9ページ、歳出でございます。歳出の関係でございますが、各款項目の職員人件費及び臨時職員経費につきましては、組み替えであります。全体での増減はありませんので、各項目の人件費、臨時職員経費については、説明を省略させていただきますので、ご了解いただければと思います。

それでは、9ページの上の段でございますが、2款1項1目一般管理費でございますが、33万4,000円の追加でございます。職員人件費と行政不服審査会事務におきます委員報酬を補正するものでございます。行政不服審査会の開催回数から今後委員報酬が不足すると見込まれるため、今般の補正をするものでございます。

続きまして、8目情報推進費129万6,000円の追加でございますが、先ほど歳入でもありました同額を社会保障・税番号制度システム改修に伴います追加をするものでございまして、全額国庫負担となるものでございます。

続きまして、12目防犯対策費でございますが、223万5,000円の追加でございます。防犯施設整備事業の追加分でございます。まず、修繕料でございますが、修繕料は、落雷などにより防犯灯の故障が多く発生しているため、今後の見込みにより補正をするものでございます。34万6,000円の追加とするものでございます。

続きまして、防犯カメラ管理業務委託料につきましては、警察からの画像提供依頼が多くなっておりまして、SDカード、いわゆるカメラの中にあります記録媒体です。SDカードの抜き差し作業の費用が不足するというふうに見込まれるため、今回の補正をするものでございます。

続きまして、防犯灯新設等工事費122万7,000円の追加でございますが、今般の追加につきましては、町道1-9号線並びにニュータウン内の太陽光発電施設沿いの新設道路への工事の追加をするものでございます。

最後、防犯カメラ設置工事費30万円の追加、防犯カメラ購入費26万5,000円の追加につきましては、東洋大前駅東口並びに大蔵公園への防犯カメラを新設するための補正、追加となっております。

続きまして、10ページをお願いしたいと存じます。下の段でございますけれども、2款5項2目基幹統計費3万9,000円の追加でございますが、基幹統計調査の1名分の報酬を追加するものでございます。

続きまして、次のページに移りたいと思いますが、11ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費25万2,000円につきましては、国保の特会に対します職員人件費の追加でございます。

続きまして、高齢者福祉費9万円の追加につきましても、介護保険特会への臨時職員賃金としての追加を繰り出すものでございます。

次のページに移らせていただきますが、12ページをお願いいたします。一番上は人件費ですので、省略させていただきます。中段、真ん中の段でございますが、4款1項2目予防費14万円の追加でございますが、骨髄移植ドナー助成事業、新規事業であります。骨髄移植ドナーに対しましての助成金14万円を追加するものでございます。14万円の算出根拠であります、1日2万円の助成金を7日分、1週間分を計上するものでありまして、群馬県からの2分の1補助として実施をするものでございます。

続いて、一番下の段でございますが、6款1項3目農業振興費98万9,000円の追加でございますが、担い手育成・就農支援事業、ぐんまの野菜担い手育成支援事業補助金としての追加でございます。事業内容は、キュウリハウスの二酸化炭素装置導入補助ということで、4件分を計上するものであります。

続きまして、13ページに移ります。13ページ、8款2項、下の段でございますが、4目橋梁維持費でございます。組み替えでございますけれども、橋梁修繕設計業務委託料1,000万円を追加し、点検業務並びに長寿命化修繕工事費をそれぞれ減額をし、組み替えをするものということでございます。

次のページをお願いしたいと存じますが、14ページの上の段でございますけれども、8款5項1目住宅管理費70万円の追加でございますが、岩田の町営住宅団地の入居者の退去に伴います部屋の修繕70万円を追加するものであります。

以上、平成29年度の一般会計補正予算（第2号）であります詳細説明とさせていただきます。ご審議の上、ご採択いただきますようお願い申し上げます。

○小森谷幸雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

今村委員。

○今村好市委員 9ページお願いいたします。行政不服審査会の審査委員の報酬追加ということで、先ほどの説明の中には、開催日数が増える予定で人件費、報償費増やすのですよということなのですが、何か行政不服審査会にかけなくてはならない案件が予想されるということなののでしょうか、それとも定例的な会議のための不足なのか、その辺お願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ただいまの件ですが、既に行政不服審査ということで、2件の事例が提出されております。その件をただいま審査も含めて開催しておりますけれども、3回までの予算ではあったのですが、2件ということで2倍になりますので、今回もう3回分ということで増額のほうをさせていただいております。なお、中身的には、農業関係、農業委員会に関する土地の関係につきましても審査ということで上がっております。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 今2件という話なのですけれども、2件とも土地関係、農地関係ということでよろしいの

でしょうか。もし差し支えなかったら、どんな不服審査請求が出ているのかお願いできればと思います。

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 まず1件は、農振除外の関係について出ております。もう一件が農地判断ということで出ておまして、1つが町長部局になりますし、もう一件が農業委員会ということで、2つのそれぞれの処分庁といたしますか、担当の課に分かれております。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 それはわかるのだけれども、行政不服審査というのは、行政もしくは行政機関が決定したのに対して不服であるということで審査請求が上がっているのだと思うのですけれども、農振除外なり農地法かもしれませんけれども、どういう決定をして請求者は不服を申し出ているのかどうか。その行政の決定のやり方、もしくはその決定された中身、どうなのでしょう。

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 内容的には2つあるわけなのですけれども、1つは農振除外の関係で書類を持ってきて、それを不作為だというのが1点目です。それともう一つは、土地の利用状況調査等を行いますけれども、それについて、自分の農地が農地だというふうに判断されたということで、それに対する行政不服審査ということで、2点出ております。

まずは、最初の不作為ということにつきましては、書類を出したのにそれを決定しないで返されてしまったと。ですから、行政側が判断をしていないのではないかと、そういう不作為に対する行政不服審査です。もう一点は、さっき言いましたけれども、農地として、それを非農用地ではなくて再生可能な農地としてそれを決定したことに対する不服審査ということになっております。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 町の行政不服審査会で決定が出たものに対して、それ以上不服ですよといった場合は、その次の段階としてどういう方向に行ってしまうのですか。それで終わりですか。

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 結論から言いますと、不服審査会の内容に基づいて町が裁決書を出しておしまいということになります。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、その上の段階まで行くということになると、不服であるということは、県の場合によっては、審査会にまた申請をするということも可能性あるのですか、できるのですか。その決定に不服であると。

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 これは、町のほうで段階的にはおしまいになります。というのは処分庁、どこが処分をしたかということになりますので、町でこれはおしまいとなります。

〔「農振も」と言う人あり〕

○根岸一仁総務課長 中身的によって、中身によって変わるのですけれども、農振に関しては、県の意見を聞いて町が判断するということになりますので、やはり町で終了となります。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

荒井委員。

○荒井英世委員 12ページですけれども、新規事業ということで、衛生費の予防費、骨髄移植ドナー助成金14万円の追加ですけれども、これ1日2万円ですけれども、これはみずからの骨髄液を、例えば骨髄移植とか白血病の患者に提供することだと思っておりますが、例えばドナー、要するに骨髄バンクへ登録するわけでしょうけれども、現在登録している人は、いるかないかちょっとわかりませんが、登録して実際に骨髄液を提供しようと思った人は、通院とか入院にすると思うのです。そうしますと、通院とか入院、これは恐らく1日につき2万円ということなのでしょうけれども、そうしますと、通院と入院は大体どのくらい日にちを見ているのでしょうか。例えばそれによって7日分というのと、1週間かかるとすると1人分ということですよ。ですから、その辺どのくらい見ているのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 落合健康介護課長。

〔落合 均健康介護課長登壇〕

○落合 均健康介護課長 ただいまのご質問でございますが、ちょっと数字は古いもので申しわけございませんが、板倉町でドナーとして登録されている方、骨髄提供を意思があって登録されている方についてなのですが、28年の3月末で59名の方がいらっしゃいます。この経緯でございますが、こういった移植を推進しようということで国のほうで法律ができて、平成26年の1月1日から施行となりました。この中で、地方自治体の責務として、そういった機関と連携を図りながら協力するというので、県もこの助成制度を設けて積極的な推進を図っているということで、今回板倉町についても、近隣、明和町については、既に今年度4月から始めておりまして、他の郡内の町についても始めるということで、今回始めさせていただくというものでございます。

この7日間ということなのですが、通常検査とか入院の日数が、7日間程度であれば最大でも足りるというもので、これまでの例を見た中で日数の設定となっております。この2万円という基準でございますが、基本的には骨髄提供のための特別休暇がない企業とか自営業者の方についての休業補償的な部分になります。実際ドナー提供される方については、旅費とかそういった面は全て骨髄バンクを通して支給されるということで、個人負担は発生しない制度になっております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、今で59人の登録者がいるということですが、今回新規事業でこれから実際に提供するというか、そういう方には助成金を出すということなのですが、そうしますと、これは例えば登録者の中で、今後そういう提供するという人が増えていけば、例えばこの14万円では足りなくなるという部分も出てきますよね。それではまた改めてその人数によって再度検討していくということですね。

○小森谷幸雄委員長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 登録者は、板倉町ではその方、人数59名いらっしゃいますが、これまでマッチング、大体何か骨髄バンクのホームページ見ますと3人から4人ぐらいの方、ドナー提供の意思がある方を骨髄バンクのほうで選んで、一番ベストな方について提供するような、そんな方式になっているようです。板倉町については、これまで実際に提供されたという実績はいらっしゃいませんので、この補助自体が、提供という場合に、町を通して県に申請を事前にいただいて補助をさせていただくという制度でございますので、また今後そういった形で提供される方、件数が増えた場合は、補正等で対応させていただきたいと思っております。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

延山委員。

○延山宗一委員 9ページの2款12目防犯対策費になるのですが、防犯カメラの管理業務委託を9万7,000円ということで追加をされているということです。先ほどの説明の中で、町道1-9、あとニュータウン内、また太陽光、そしてまた東洋大東口ということで設置だということなのですが、その3台についての業務管理が9万7,000円というようなことでの理解なのですか。

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 管理費という言い方にはなっているのですが、先ほどの説明でもあったと思いますが、カメラの中にメモリーカードが入っています。もし犯罪等があった場合に、警察のほうから提供してくれという依頼を受けるわけなのですが、カメラが高い場所にありますので、それを職員がはしごを使ってというわけにはいかないものですから、業者さんなんか頼んで、そのメモリーカードをとって、また新しいのを入れるという、そういう作業になります。警察のほうから、当初考えていたよりもちょっと回数が多く来ているものですから、年度内で当初の予算がなくなってしまいますので、これから防犯灯のこともトータル的に考えると、1回ここでその補正をお願いしたいということです。ですから、カメラ自体の保守ではなくて、メモリーカードをとったり入れたりして警察に出すための手数料といいますが、そういうものだとお考えください。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、今回の3台ということではなくて、今まで設置されている台数も含めてそのチップ、メモリーカードを提出すると。そのなくなったものに新たなチップを入れることによる9万7,000円という金額が追加されたということでの理解になるわけですね。そうすると、事件がなければそのチップは持っていないよね。ただずっと10日なり15日撮影して、自然的にリバースになっていると思うのですが、そういうふうな提出が多くなったということは、事件が町内でも多く発生しているということなのですか。

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 事件そのものについては、警察のほうからどういう事件という説明はありません。町内で起きている事件かということ、そうではなくて、例えば使われた車があるとか、そういった交通の関係、

交通というか道を通ったときのそういうものを追いかけて追いかけて捜査するらしいのですけれども、ですから板倉町内だけではなくて、近隣で起こったときでもそういう資料の提供ということで、依頼が多くなっているということです。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、当然提出したICチップは戻ってくるのでしょうか。それとももう戻らないのですか。

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 チップそのものは戻ってきます。先ほど交換というのは、抜いてしまうと空になってしまいますので、戻ってくるまでの間のチップを入れておくという、そういうことで、町には戻ってきます。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかに。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 よろしくをお願いします。12ページをお願いします。農業振興費で、担い手育成・就農支援事業の中のぐんまの野菜担い手育成支援事業補助金ということで、企画課長のほうからキュウリハウスのCO₂発生装置ということで、これは4件なのですか。台数としてはどうですか、4台ですか、それとももっと数がありますか。

もう一つは、ぐんまの野菜担い手育成なのですが、常々思っているのですが、私もよわい50を超えて、担い手に応募するのに何歳ぐらいまで可能なのだろうかというちょっと疑問がありますので、その辺がわかれば教えていただければと思うのですが、お願いします。

○小森谷幸雄委員長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 それでは、ただいまのご質問なのですけれども、機械につきましては、純粋な二酸化炭素の発生装置につきましては3台分になります。その3台の方は、発生装置と記録装置みたいなものとのセットでやられていまして、もう一方は、既にもう発生装置を導入されている方が、今回の事業の中で記録装置だけをというような形の中での都合4名の方、4名の方なのですけれども、基本的には事業主体としましては、農協さんのほうでつくられています新規作物推進協議会という協議会が主体になりまして、それに加盟されている方が、4名が今回この事業に乗られたというような形でございます。

それと、認定農業者の関係なのですけれども、特に改めて年齢制限というのは、過去にはあったようなのですけれども、今現在はございませんので、その営農類型の中で目標の所得水準を達成できるとか、労働時間の関係がクリアできる内容であれば、年齢的な制限というのはございません。

以上でございます。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 新規なのにキュウリなのですね。

発生装置1台についてはちょっと高いなと思ったのですけれども、発生装置と記録媒体というのは、これはノート型のパソコンですか、タブレットですか、そのほかの記録媒体でしょうか、その辺をお願いします。

○小森谷幸雄委員長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 まず、最初のご質問なのですけれども、新規というか、これはあくまでも名称でして、農協さんが設立した団体で、平成23年に設立されているようなのですけれども、新規作物の導入並びに既存作物の生産性や商品的地位の向上を目的としている団体というような形で、たまたま名称が新規というような形でございます。

それと、もう一つのご質問の記録装置なのですけれども、名称でいくとモニタリングセンサーMC-5010とかという細かなことが書いてあるので、それが具体的にノート型なのかタブレットなのかということまで、ちょっと私のほうが承知していない部分がありまして、大変申しわけなのですけれども、ここに取り入れている機種についても、ある方はネポンという業者さんであったり、ある方はセイワというメーカーを使っていたり、個々にいろいろ内容が異なりますので、個別にそれが大きなジャンルの中でどこに所属しているような機種なのかということからは、ちょっと細かく確認しないと申し上げられないような状況でございます。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 多分各メーカーが専用のプログラムを打ち込んだ単体の記録媒体で、ノートパソコン型かなとは思いますが、またわかりましたら教えていただければと思います。

担い手については、今のところこの規制はないということですが、担い手となるためには、ある程度体力と気力が必要かと思うので、これが無制限で担い手となるというのもちょっと疑問があるのですけれども、また詳しくはおいおいお話をさせていただければと思います。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○針ヶ谷稔也委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。

島田委員。

○島田麻紀委員 島田です。よろしくお願ひします。9ページの2款12目防犯施設整備事業、修繕料のところ、先ほどの説明で落雷のため今後の見込みということでしたのですが、これは防犯灯に落雷が落ちたときのための修繕料ということでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 結論的に言うと島田委員のおっしゃるとおりです。今度LEDに全部かえたわけなのですけれども、その中で自然災害による故障については、補償がついていないということなのです。要するに、雷は補償の中に入っていなかったということがありますので、町のほうの独自の予算で、これ特に落雷による修理ということがほとんどになっていますが、その関係のお金になります。

○小森谷幸雄委員長 島田委員。

○島田麻紀委員 LEDは落雷が落ちやすいのですか。落ちた場合は、中身ごと取りかえなければならない。1基どのくらい修繕にかかるのか教えてください。

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 落雷が落ちやすいかどうかは、まだちょっとわかりませんが、電子機器を使っていますので、そういった高圧電流には弱いと思います。修理は、全部セットでかえなくてははいけません。例えば電球の球だとかというのではなくて、全部セットでかえますので、1基2万円の補正予算で組んでいます。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

市川委員。

○市川初江委員 市川です。よろしくお願ひいたします。14ページ、8款1目のところで、町営住宅管理事業なのですけれども、ここで一般財源から70万円補正が出ております。約78万円の予算づけでございますけれども、岩田の団地ということでご説明ちょっとお聞きしましたのですけれども、あそこは山幸さんの会社が買い取ったということで、今度大家さんが山幸さんになったのが1点。

それと、これ老朽化しているということで、業者を頼んで改築、改造か何かするというお話でございますけれども、この業者はどのように町のほうは選んでいるのか。入札などしているのかどうか、この2点をちょっとお聞きしたいなと思います。

○小森谷幸雄委員長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 ただいまのご質問でございますけれども、今回補正に上がっているのが岩田団地ということで、山幸さんの関係については原宿になりまして、岩田ではございませんので、山幸さんのほうは原宿団地になります。

それと、業者の選定につきましては、修繕料ということで、見積もりをいただいて随意契約になるかと思ひます。よろしいでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 だから、業者はどのように、何件か安いところでやったほうが良いと思うのです。ですから、もちろん町の業者を頼んでいるのかなと思ひますけれども、選ぶときにどのように選んでいるのかなという質問なのです。

○小森谷幸雄委員長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 町内の建築業者さんのほうから、例えば三郷建設さんなんかも建築関係やっておりますし、そういった業者の中から選定をさせていただいて見積もり等をとっております。この関係についても、これから選定をして随意契約という形になろうかと思ひます。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 町の業者もやはり職がないって、大変な業者もいるようでございますので、入札の値段のこともあるかもしれませんが、平等に業者のほうを使っただけであればというふうに思ひます。

それで、もう一点は、岩田団地何棟を修理するのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 岩田団地の2戸分になります。2世帯分というのですか。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 では、質疑を終結いたします。

議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

落合健康介護課長、お願いします。

〔落合 均健康介護課長登壇〕

○落合 均健康介護課長 それでは、続きまして、議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年度の決算事業確定に伴いまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付金、国庫負担金の精算に関する補正等でございます。歳入歳出それぞれに1,337万4,000円を追加させていただきまして、歳入歳出の総額をそれぞれ25億1,694万5,000円とさせていただくものでございます。

2ページから5ページにつきましては、町長からの提案理由でご説明申し上げてございますので、省略をさせていただき、6ページをお願いいたします。歳入でございます。

まず、9款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、一般会計のほうからの説明もございましたが、法定分の人件費の補正でございますので、省略をさせていただきます。

次に、10款繰越金、1項繰入金、1目療養給付費交付金繰越金に264万2,000円の追加でございますが、こちらは28年度に退職者の被保険者等に係る医療費分といたしまして支払基金から町へ概算交付された額で、先ほど申し上げましたが、28年度の事業確定によりまして、過大交付となった分を支払基金へ返済するためこの繰越金で受け入れまして、29年度の歳出の、これからご説明申し上げますが、歳出からの返還の財源とするものでございます。

次の1項2目その他繰越金につきまして1,048万円の追加でございますが、こちらにつきましても同様に、国からの療養給付費等の概算交付が多くなったため、返還するための財源として、前年度の繰越金を補正財源として追加させていただくものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。歳出でございます。総務費につきましては、人事異動に関する人件費の補正でございますので、省略をさせていただきます。

次に、12款の諸支出金、償還金及び還付加算金でございます。先ほど申し上げたとおり、国への返還金といたしまして1,048万円の追加、また退職者分の過大となった部分の支払基金への返還といたしまして、264万2,000円を追加させていただくものでございます。

以上、細部の説明といたしますので、よろしくご審議の上、ご採決賜りますようお願い申し上げます。

○小森谷幸雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありますでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

落合健康介護課長。

〔落合 均健康介護課長登壇〕

○落合 均健康介護課長 それでは、続きまして、議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

こちらにつきましても、先ほどの国保と同様に、28年度の事業費確定によります交付金等の精算等々の補正でございまして、歳入歳出それぞれ1,680万2,000円を追加いたしまして、12億6,562万7,000円の総額とさせていただきますのでございます。

2ページから5ページにつきましては、町長からの提案理由でご説明申し上げましたので、省略をさせていただきます。6ページをお願いいたします。歳入でございます。

まず、4款支払基金交付金の過年度分に550万円を追加、次に2目2節、同じく過年度分に地域支援事業支援交付金として15万1,000円の追加でございまして、こちら概算交付で不足した部分が追加で支払基金から町の交付になるものでございます。

次の7款については、人件費等の補正の法定分の繰り入れでございます。

次に、8款の繰越金でございますが、こちら1,106万1,000円の追加でございますが、こちら前年度繰越金の一部を追加いたしまして、国への返還金の財源とする補正でございます。

以上、歳入でございました。

次に、7ページをお願いいたします。歳出に移らせていただきます。1款総務費につきましては、人件費の関係でございますので、省略をさせていただきます。7款1項の償還金に1,671万2,000円の追加ということで、こちら事業費の確定に伴います国への償還金ということで追加をさせていただくものでございます。

以上、細部の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご採決賜りますようお願い申し上げます。

○小森谷幸雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。
原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました全ての案件の審査を終了することができました。委員各位の慎重なる審査、また執行部の皆様によるご説明、まことにありがとうございました。

○閉会の宣告

○小森谷幸雄委員長 以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 （午後 0時55分）